

入 札 説 明 書

（（単価契約）電力の供給（中央卸売市場第一市場）他 9 件）

京都市行財政局管財契約部契約課

一般競争入札の実施（令和7年10月31日公告）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 調達件名

- ア （単価契約）電力の供給（中央卸売市場第一市場）
- イ （単価契約）電力の供給（中央卸売市場第二市場）
- ウ （単価契約）電力の供給（北部クリーンセンター）
- エ （単価契約）電力の供給（東北部クリーンセンター）
- オ （単価契約）電力の供給（南部クリーンセンター）
- カ （単価契約）電力の供給（消防局本部庁舎）
- キ （単価契約）電力の供給（京都市立小学校・中学校・高等学校・総合支援学校（全231校））
- ク （単価契約）電力の供給（北区役所・本庁舎ほか16施設）
- ケ （単価契約）電力の供給（美術館本館新館・別館）
- コ （単価契約）電力の供給（旧北部まち美化事務所 ほか9施設）

(2) 調達物品の特質、需要予定電力量等

仕様書及び「9 電力入札に関する質問回答」のとおり

(3) 公告及び入札説明書等の交付

公告の日から令和7年11月25日（火）まで、下記アのウェブページに掲載するとともに、下記イの場所においても、無償で交付する。ただし、下記イの場所における無償配布の交付時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

ア 京都市行財政局管財契約部契約課のウェブページのアドレス

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/ebid/anken.htm>（入札執行予定（物品））

イ 交付場所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階

京都市行財政局管財契約部契約課

電話 075-222-3315

(4) 契約期間

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

(令和8年4月計量日から令和9年4月計量日の前日まで)

(5) 納入場所

仕様書のとおり

(6) 予定価格等

予定価格等は、下表のとおりとする。なお、予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まない。

件 名	予定価格 (円：税抜)	予定使用電力量 (kWh)
(単価契約) 電力の供給（中央卸売市場 第一市場）	280,229,600	14,749,000
(単価契約) 電力の供給（中央卸売市場 第二市場）	101,536,500	5,484,796
(単価契約) 電力の供給（北部クリーンセンタ ー）	142,466,400	6,211,000
(単価契約) 電力の供給（東北部クリーンセン ター）	88,440,000	1,209,700
(単価契約) 電力の供給（南部クリーンセンタ ー）	73,001,500	1,330,000
(単価契約) 電力の供給（消防局本部庁舎）	41,872,800	1,629,379
(単価契約) 電力の供給（京都市立小学 校・中学校・高等学校・総合支援学校 （全231校））	962,081,700	33,852,224
(単価契約) 電力の供給（北区役所・本 庁舎ほか16施設）	148,823,000	6,061,253
(単価契約) 電力の供給（美術館本館新 館・別館）	80,525,500	3,813,636
(単価契約) 電力の供給（旧北部まち 美化事務所 ほか9施設）	32,893,600	1,336,563

2 入札方法等

入札公告文に記載のとおり

3 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で入札し、かつ、入札公告文に定める事後確認資格があると認められた者の中で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札及び契約に関する問合せ先

1 (3)イに同じ。

6 契約書の作成

契約書は、本市がこの入札説明書と共に提示する契約書に基づいて、原本2通を作成し、本市及び落札者が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有することとする。

7 S D G s に関する文書の提出方法

予定価格8千万円以上の物品等調達受注者は、S D G s をはじめとする持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し、取組に努める旨を宣言する文書（「京都市入札情報館」に掲載した様式）又は「きょうとS D G s ネットワーク」を構成する制度

（<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000295638.html>）で認証、認定、表彰等を受けたことを証する認定書等の写しを下記URLに掲載されているフォームに添付し、又は契約課への持参により、契約締結後2箇月以内に提出すること。

（「京都市入札情報館」該当ページのURL）

<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/koukeiyaku/koukeiyaku.htm>

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) この公告に係る入札、契約等に関する条件は、この入札説明書のほか、仕様書、及び契約書の定めるところによることとする。

9 電力入札に関する質問回答

(参加資格に関する事項)

質問1 本件入札の参加資格確認申請時に再生可能エネルギー比率100%電気で供給するつもりでしたが、落札又は契約締結後に再生可能エネルギー比率100%電気「以外」で供給することは可能ですか。また、逆に参加資格確認申請時に再生可能エネルギー比率100%電気「以外」で供給するつもりでしたが、落札又は契約締結後に再生可能エネルギー比率100%電気で供給することは可能ですか。

回答1 本件入札の参加資格確認申請時に再生可能エネルギー比率100%電気で供給するとした場合、落札又は契約締結後に再生可能エネルギー比率100%電気「以外」で供給することはできません。

逆に参加資格確認申請時に再生可能エネルギー比率100%電気「以外」で供給するとした場合、落札又は契約締結後に再生可能エネルギー比率100%電気で供給することは可能ですが、本件入札に示す期日までに、本市環境政策局地球温暖化対策室に「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出しており、「京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準」を満たしていると認められている者に限ります。

質問2 本件入札の事前確認資格の確認の日までに「京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準」を満たしていると認められておらず、かつ再生可能エネルギー比率100%電気「のみ」で供給するとして契約したが、契約期間中に本市環境政策局地球温暖化対策室に「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出し、「京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準」を満たしていると認められた者となった場合は、認められた日以降について再生可能エネルギー比率100%電気「以外」で供給することは可能ですか。

回答2 できません。

質問3 本件入札の参加資格確認申請を行い、入札参加資格を有すると認められたのち、入札参加を辞退することは可能ですか。また、辞退したことによりペナルティはありますか。

回答3 辞退は可能です。ただし、本件入札公告に示す辞退手続を行ってください。辞退手続による辞退ではペナルティはありませんが、辞退手続によらない辞退は入札無断欠席として、参加停止等の措置を行うことがあります。

(予定価格、入札価格、契約単価又は請求価格に関する事項)

質問4 予定価格(税抜)には何が含まれ、何が含まれていませんか。

回答4 次のものを含んでいます。(用語の意は基本的に関西電力株式会社で用いているものです。以下同じ。)

【高圧及び特別高圧】

ア 基本料金単価(予備線・予備電源を含む)×契約電力(過去実績又は予測値を踏まえて設定)×力率割引及び割増し(過去実績を踏まえて設定)

イ 電気量料金単価(夏季料金、その他季料金)×予定使用電力量(調達案件ごとの仕様書を参照。以下同じ。)

ウ 燃料費調整単価(令和7年10月適用単価)×予定使用電力量

エ 市場価格調整単価(令和7年10月適用単価)×予定使用電力量

ア～エの合計額を1.1(消費税除外)で割り戻し、端数調整(100円程度)を行ったものが予定価格(税抜)となります。

また、次のものは含まれていません。

再生可能エネルギー発電促進賦課金

国等における電気料金の負担軽減策

消費税及び地方消費税

【低圧】

ア 基本料金単価×契約電力(過去実績又は予測値を踏まえて設定)×力率割引及び割増し(過去実績を踏まえて設定)

イ 電気量料金単価(夏季料金、その他季料金)×予定使用電力量(調達案件ごとの仕様書を参照。以下同じ。)

ウ 燃料費調整単価（令和7年10月適用単価）×予定使用電力量

ア～ウの合計額を1.1（消費税除外）で割り戻し、端数調整（100円程度）を行ったものが予定価格（税抜）となります。

また、次のものは含まれていません。

再生可能エネルギー発電促進賦課金

国等における電気料金の負担軽減策

消費税及び地方消費税

【従量電灯B】

ア 基本料金単価×契約容量×12箇月

イ 電気量料金単価（最初の120kWhまで、120kWh超過300kWhまで、300kWh超過分）

×予定使用電力量（調達案件ごとの仕様書を参照。以下同じ。）

ウ 燃料費調整単価（令和7年10月適用単価）×予定使用電力量

ア～ウの合計額を1.1（消費税除外）で割り戻し、端数調整（100円程度）を行ったものが予定価格（税抜）となります。

また、次のものは含まれていません。

再生可能エネルギー発電促進賦課金

国等における電気料金の負担軽減策

消費税及び地方消費税

質問5 入札価格は予定価格（税抜）の範囲内であればよいでしょうか。また、入札価格の内訳として質問4の回答4の構成額等を示す必要はあるのでしょうか。

回答5 入札価格についてはそのとおりです。また、構成額等を示す必要はありません。

質問6 契約は1kWh当たりの単価契約とのことですが、単価契約額の積算方法はどうなっていますか。また、この単価に含まれるもの、含まれないものをお示しく下さい。

回答6 単価契約額の単価の積算は次のとおりです。

ア 入札価格÷予定使用電力量→0.01円未満切り捨て

イ アで算定した額×1.1（消費税及び地方消費税相当額）→0.01円未満切り上

げ

イで算定した額が単価契約額（1 k W hあたりの単価）となります。

イで算定した単価契約額に含まれるものは次のとおりです。

質問4の回答4の構成額の合計の1 k W hあたり。ただし、次に示すなお書きに該当するものを除き、市場価格調整をはじめとするいかなる名称であるかを問わず全てを包含しているものです。

なお、次のものは単価契約額に含まれていません。

燃料費調整額単価（ただし、令和7年10月適用単価と比較しての変動分）

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

国等における電気料金の負担軽減策によるもの

質問7 支払い請求を行う場合にどのように積算すればよいですか。

回答7 積算の概要は次のとおりです。（契約書第8条を参照）

ア 単価契約額×請求対象月の使用電力量（k W h）

イ （請求対象月に適用される燃料費調整単価－令和7年10月適用の燃料費調整単価）×請求対象月の使用電力量（k W h）

ウ 請求対象月に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×請求対象月の使用電力量（k W h）

エ 国等における電気料金の負担軽減策

ア～エの合計額の金額（当該金額に、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）となります。

質問8 再生可能エネルギー発電促進賦課金は請求時に加算すればよいでしょうか。

回答8 ご認識のとおりです。ただし、入札価格の積算には、考慮する必要はありません。

質問9 入札に際し、施設概要や過去の電力使用量等を教えてください。

回答9 一調達案件ごとに仕様書に施設概要等について記載がありますのでご確認をお願いします。なお、契約種別として、「AS-TOU」など、関西電力株式会社との契約当時の料金メニューを記載しています。

質問10 燃料費調整、再生エネルギー発電促進賦課金、国等における電気料金の負担軽減策の適用は受注者が任意又は自由とすることができますか。

回答10 任意又は自由とすることはできません。必ず適用することとしてください。

質問11 燃料費調整、再生エネルギー発電促進賦課金、国等における電気料金の負担軽減策の適用に際し、適用する単価や積算方式は受注者の任意又は自由とすることができますか。

回答11 燃料費調整単価及び再生エネルギー発電促進賦課金は、請求対象月に適用される関西電力株式会社が適用する単価及び積算方式と同一でなければなりません。

また、国等における電気料金の負担軽減策は当該施策の算定方法に必ず準じたものとしなければなりません。

質問12 力率割引又は割増しは通年で固定単価に含まれるとのことですが、予定価格算定時の力率が実際の電力使用時の力率と異なる場合、単価契約額の変更は可能でしょうか。

回答12 変更はできません。

質問13 力率割引又は割増を設定しなくてもよろしいでしょうか。

回答13 設定は不要です。ただし、単価契約額には力率割引又は割増し相当が含まれているものとなります。

質問14 契約時に、夏季と夏季以外で異なる単価契約額を設定することは可能でしょうか。

回答14 季節ごとや月ごとに異なる単価契約額を設定することはできません。契約期間を通して単価契約額は質問6回答6のなお書きに該当するものを除き固定です。

質問15 学校他施設の各単価は施設ごとに異なる単価設定も可能でしょうか。

回答15 一調達案件ごとに異なる単価設定は可能ですが、一調達案件の中に複数施設のある案件は複数施設について全て同じ単価設定をしてください。

質問16 代金支払いについて、弊社は30日以内のお支払いをお願いしております。御了承頂けますか。

回答16 適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとなります。

質問17 検針後の検針結果（検針票）は、WEBでの発行となりますがよろしいでしょうか。

回答17 構いません。ただし、WEBでの発行に必要な事務手続きについては、すべて各担当課の所属長名の記名・押印で対応することを了承してください。なお、個別の仕様書において、契約電力、最大使用電力、使用電力量等のデータの提出について指示のある場合は、その内容に従ってください。

質問18 WEB請求書（メール）での請求は可能でしょうか。

回答18 不可です。なお、請求書の提出を受けて、本市から代金の支払いを行うためには、事業者の発行する「お客様番号」が必要ですので、令和8年3月31日までに各担当課へ必ず通知してください。

（本件電力の全てを再生可能エネルギー比率100%電気で供給する場合に関する事項）

質問19 再生可能エネルギー比率100%電気で供給する場合、どの時期にどのような書類等により、再生可能エネルギー比率100%電気で供給した証明とすることができますか。

回答19 契約期間中または履行期間終了後に、本市が指定する書面にて特定電源の割当状況を報告していただきます。

（その他に関する事項）

質問20 落札決定後から履行期間満了までの期間において、旧一般電気事業者や一般送配電事業者が基本料金等の値上げ又は値下げを行った場合、単価契約額の見直しにに応じていただけるのでしょうか。

回答20 落札決定後に単価契約額の見直しは行いません。

質問21 「地球温暖化対策のための税」などの新設により料金の変更が避けがたい場合、単価契約額の見直しに応じていただけるのでしょうか。

回答21 質問20回答20の場合と同様、契約締結後の単価の見直しは行いませんが、法定によるものである場合は、協議により単価契約額の見直しを行うことがあります。

質問22 契約書締結時に当社の電力需給約款を参照するような文言を契約書に追加したいのですが可能でしょうか。

回答22 契約書に落札者の電力需給約款を参照する文言の追加には応じられません。

質問23 【高圧及び特別高圧】各契約書第3条（契約電力）に記載される契約電力の「最大●●キロワット」の「●●」にはどの数値が記載されますか。

回答23 当該調達案件の仕様書に添付している別紙の契約電力欄の数値のうち、最大のものの又は想定される最大値のいずれかを記載します。

質問24 各調達の仕様書の記載事項と契約書の記載事項や適用方式が重複又は異なる場合等、どちらが優先される扱いでしょうか。

回答24 契約書の記載事項を優先します。

質問25 現在の電力供給会社から切替えするための手続きは京都市が行いますか。

回答25 現在の電力供給会社への手続きは、落札決定後に落札者が実施してください。ただし、現在の契約者として京都市から提出しなければならない書類等がある場合は、必要な手続きについて落札者から京都市に説明し、落札者の責任で適切に切替手続きが完了できるようにしてください。

質問26 仕様書の長期継続契約の適用が「ある」とはどういう場合ですか。

回答26 検針日等の関係で、履行期間に合わせて電力供給の切替えができず、4月1日から履行開始できない、及び3月31日付で履行終了できない施設は、契約の履行が年度を跨ぐため、長期継続契約の適用が「ある」としています。